

村山市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市情報公開条例（昭和58年市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第17条の規定に基づき、市民に開かれた議会を遂行するため、村山市議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 議長交際費は、社会通念上妥当と認められる額とし、その区分及び内容等については次に掲げるとおりとする。ただし、代理として副議長等が出席する場合も同様とする。

- (1) 御 祝 祝賀会、記念式典等に出席する場合
- (2) 慶弔等 葬儀における香典、供花等、また、病気、災害、事故等の見舞い
- (3) 会 費 団体等が主催する総会、式典、懇親会等の会費制の行事に出席する場合
- (4) 寸 志 会費が示されていない飲食を伴う会合等に出席する場合
- (5) 接 遇 交流団体等への記念品・土産、行政視察訪問先への土産、その他、議長が特に交際上必要と認めた場合
- (6) その他 前各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他政治団体に対するものについては支出しない。

(支出基準)

第3条 前条に規定する議長交際費の支出基準は、別表第1のとおりとする。

(公表内容)

第4条 議長交際費の支出に係る公表内容は、次に掲げる事項とする。ただし、情報公開条例第7条第2項各号に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容等
- (4) 支出金額

(公表方法)

第5条 公表は、毎月行うものとし、支出した月の翌月に別記様式により市のホームページに掲載する。

(支出基準の見直し)

第6条 議長は、議長交際費の支出の内容や金額が市民感覚とかけ離れることなく、社会経済状況の変化等を十分考慮して、適宜見直しをするものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月分の議長交際費から適用する。

別表第1（第3条関係）

議長交際費支出基準

支出区分	金額（限度額等）
御祝	10,000円
慶弔等	10,000円、供物20,000円
会費	会費相当額
寸志	会費相当額
接遇	実費相当額
その他	社会通念上妥当と認められる金額

